

改正後の景品表示法第7条第2項の指針について

平成26年10月14日
消費者庁

第1 はじめに

平成26年6月6日に成立した不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律により、事業者は不当な景品類の提供及び表示を防止するために必要な措置を講ずることが義務付けられ（改正後の景品表示法第7条第1項）、内閣総理大臣は事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下「指針」という。）を定めるとされている（同条第2項）。この指針を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないと規定されている（同条第3項）。

そして、平成26年7月29日開催の消費者委員会本会議（以下「前回本会議」という。）において指針案をお示し御検討いただいたところであるが、パブリックコメント手続きを終え、今回、改正後の景品表示法第7条第3項の規定に基づき内閣総理大臣名により正式に消費者委員会へ意見を求めるものである。

第2 指針の案の変更点等

平成26年8月8日、指針の案についてパブリックコメント手続きを開始したところ（意見提出期限は同年9月16日）、約200件の意見が寄せられた。これらの意見や前回本会議での御指摘等を踏まえ、前回本会議でお示しした指針の案に所要の修正を加えた（別紙1参照）。

前回本会議でお示しした指針の案からの主な変更点は下表のとおりである（新旧対照表は別紙2参照）。

変更の趣旨	該当箇所	変更又は追加した文章
大規模かつ複雑な組織と事業者が講ずべき措置の関係を事業実態に即した記載とした。	第2の2	したがって、各事業者によって、必要な措置の内容は異なることとなるが、事業者の組織が大規模かつ複雑になれば、不当表示等を未然に防止するために、 <u>例えば、表示等に関する情報の共有において、より多くの措置が必要となる場合がある</u> ことに留意しなければならない。
中小企業への配慮をより明確にした。	第2の2	<u>他方、小規模企業者やその他の中小企業者においても、その規模や業態等に応じて、不当表示等を未然に防止するために十分な措置を講じていれば、必ずしも大企業と同等の措置が求められる訳ではない。</u>
指針と景品表示法第11条第1項の規定に基づく協定又は規約（公正競争規約）の関係を明確にした。	第2の2	なお、従来から景品表示法や景品表示法第11条第1項の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）を遵守するために必要な措置を講じている事業者にとっては、本指針によって、新たに、特段の措置を講じることが求められるものではない。
「正当な理由」の解釈をより明確にした。	第3の2	景品表示法第8条の2第1項に規定する「正当な理由」とは、専ら一般消費者の利益の保護の見地から判断されるものであって、単に一般消費者の利益の保護とは直接関係しない事業

変更の趣旨	該当箇所	変更又は追加した文章
		経営上又は取引上の観点だけからみて合理性又は必要性があるに過ぎない場合などは、正当な理由があるとはいえない。
事業者が講ずる具体的な措置は規模、業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じて講じるものである旨をより明確にした。	第4の柱書き	表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模（注1）や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うような具体的な措置を講ずる必要がある。
指針が求める景品表示法の周知・啓発の内容を明確にした。	第4の1	事業者は、不当表示等の防止のため、景品表示法の考え方について、表示等に関係している役員及び従業員（注2）（以下「関係従業員等」という。）にその職務に応じた周知・啓発を行うこと。
指針が求める法令遵守の方針等について事業者の規模等により違いがあることを示した。	第4の2	なお、本事項は、必ずしも不当表示等を防止する目的に特化した法令遵守の方針等を、一般的な法令遵守の方針等とは別に明確化することを求めるものではない。また、例えば、個人事業主等の小規模企業者やその他の中小企業者においても、その規模等に応じて、社内規程等を明文化しなくても法令遵守の方針等を従業員間で共有することで足りることもある。
指針が求める確認の対象とする表示の内容をより明確にした。	第4の3（2）	とりわけ、商品又は役務の長所や要点を一般消費者に訴求するために、その内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認すること。
指針が求める情報共有の考え方をより明確にした。	第4の4	事業者は、その規模等に応じて、前記3のとおり確認した情報を、当該表示等に関係する各組織部門が不当表示等を防止する上で必要に応じて共有し確認できるようにすること。
指針が表示等管理担当者を専任とすることまで求めるものではないことを明確にした。	第4の5	（注4）表示等管理担当者は、必ずしも専任の担当者又は担当部門である必要はなく、例えば、一般的な法令遵守等の担当者又は担当部門がその業務の一環として表示等の管理を行うことが可能な場合には、それらの担当者又は担当部門を表示等管理担当者に指定することで足りる。
別添の具体的事例の性格をより明確にした。	別添の柱書き	別添に記載された具体的事例は、事業者へのヒアリング等に基づき参考として記載するものであり、各事業者が講ずる具体的な措置は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じて、各事業者において個別具体的に判断されるべきものである。

第3 今後の予定

10月上旬から中旬 事業所管大臣等との正式協議

11月上旬から中旬 指針の成案公表及びパブリックコメントの結果公表

以上